## 孔子の里通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

# (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人孔子会が開設する介護老人保健施設孔子の里(以下「当施設」という。)において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定された利用者 (以下単に「利用者」という。) に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法等の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、「家庭的なものを保持し続ける」ことを基礎に、通過施設として「いつでも、何回でも、 くり返し」利用者が利用できるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設が定める「個人情報保護方針」「個人情報の利用目的」に基づき取り扱う。

# (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称・所在地等は次のとおりとする。

(1) 施設名 介護老人保健施設孔子の里 通所リハビリテーション

(2) 開設年月日 平成9年7月30日

(3) 所在地 熊本県菊池市泗水町福本 904 番 1

(4) 電話番号 0968-38-5666 FAX番号 0968-38-6644

(5) 管理者(施設長) 古賀 毅

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4352680054)

# (従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところに

よる。

(1) 管理者(施設長) 1人 (介護老人保健施設・指定短期入所療養介護事業兼務)

(2) 医師 1人 (管理者、介護老人保健施設・指定短期入所療養介護事業兼務)

(3)看護職員 1人以上(4)介護職員 3人以上(5)理学療法士 1人以上

(6)作業療法士 1人以上

## (従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者(施設長)は、職員の管理、指導を行い、施設の業務を統括し執行する。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の 計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成する とともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

### (営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日は、年末年始を除く毎週月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間は、営業日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

### (利用定員)

第8条 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) の利用定員数は40名とする。

### (事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、医師、理学療法士、看護師等によって作成される通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法等の必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 4 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画に基づき、個別リハビリテーションを実施する。
- 5 通所リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーション前後に延長を実施する。
- 6 低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に、栄養ケア計画を作成し、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

- 7 口腔機能の低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対し、口腔機能改善のための計画 を作成し、適切なサービスを行う。
- 8 若年性認知症の利用者に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行う。

## (利用者負担の額)

第10条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)のサービスを提供した場合の利用料として、法定代理受領サービスに該当する場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には、介護報酬告示上の額の支払いを受ける。

- 2 前項のほか、利用料として次に掲げる費用の額の支払いを受ける。
  - (1)食費
  - (2) おむつ代
  - (3) 居宅介護サービス計画の時間外施設利用料
  - (4) 訓練材料費(習字、手芸、お花等の材料費)
  - (5) 行事費(通所リハビリテーション計画に定める屋外活動)
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、その提供に当たって、あらかじめ利用者またはその家族に対し内容及び費用を文書で説明した上で、同意について利用者等の署名を受けることとする。
- 4 第1項の法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーションサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した通所リハビリテーションサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

#### (通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は当施設より半径10km内の範囲内(菊池市、合志市)とする。

#### (身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

### (褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

### (施設の利用にあたっての留意事項)

第14条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・食事は居宅サービス計画に基づき、特段の事情がない限り当施設にて提供する。同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できるものとする。
- ・飲酒は行事等でふるまわれる場合を除いて禁止とする。また、健康増進法の規定に基づき施設建物お

よび敷地内は全面禁煙とする。

- ・火気の取扱に関しては、ストーブ、コンロ等の持ち込みは禁止する。
- ・設備・備品の利用については、無断で備品の位置、または形状を変えたり、故意に障害を与えたり、 施設外に持ち出すことは禁止する。
- ・所持品には必ず名前を明記する。
- ・金銭・貴重品は、できるだけ持ち込まないようにする。
- ・通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用時の医療機関での受診は、原則として認められないため、医療機関での受診が必要となった場合は、通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用時間の前後に行うこととする。
- ・宗教の相違などで他人を排撃したり、自己の利益のために他人の自由を侵すことは禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

### (非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、管理者(施設長)等を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の 遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)年2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
- ②利用者を含めた総合避難訓練年1回以上
- ③非常災害用設備の使用方法の徹底随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯 科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

## (職員の服務規律)

第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、 自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意するこ と。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛けること。

# (職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

### (職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人孔子会の就業規則による。

#### (職員の健康管理)

第20条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

#### (衛生管理)

第21条 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 (別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

## (守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

## (記録の整備と保管)

第23条 当施設は、従業員、設備、備品、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 当施設は、利用者に対するサービスの提供に係わる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しておくものとする。

### (その他運営に関する重要事項)

- 第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員を超えて利用させない。
- 2 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報 使用目的については施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) に関連する政省令及び通知並びに本 運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人孔子会介護老人保健施設孔子 の里の役員会において定めるものとする。

### 附則

- この運営規程は、平成19年 9月 1日より施行する。
- この運営規定は、平成25年 4月 1日より一部改正し施行する。

- この運営規程は、平成25年10月 1日より一部改正し施行する。
- この運営規程は、平成26年 4月 1日より一部改正し施行する。
- この運営規程は、平成30年 2月 1日より一部改正し施行する。
- この運営規定は、令和 元年 6月 1日より一部改正し施行する。
- この運営規定は、令和 3年 4月15日より一部改正し施行する。
- この運営規定は、令和 5年 4月 1日より一部改正し施行する。